

大山崎町社会福祉協議会ソーシャルメディア運用要綱

大山崎町社会福祉協議会（以下「大山崎町社協」という。）は、大山崎町社協の実施する事業や業務について、より多くの方に情報を発信することで地域福祉への関心を高めることを目的として、ソーシャルメディアを適正に運用し、閲覧者の誤解や混乱を防ぐため、次のとおり運用方針を定めます。

1. 定義

この基準において、ソーシャルメディアとは Facebook、Instagram、Twitter、LINE、YouTube、ブログなどの、インターネットを利用して情報を発信し、あるいは情報を相互にやり取りする伝達手段を指します。

2. アカウント名

大山崎町社会福祉協議会

3. 掲載内容

- (1) 大山崎町社協の事業に関する情報
- (2) 大山崎町内の地域福祉に関する情報
- (3) 災害ボランティアセンターに関する情報

4. 運用方法

- (1) 運用管理者は事務局長とし、投稿者は職員とし、運用に関する問い合わせ先は大山崎町社協事務局とします。
- (2) 投稿は原則として、緊急時を除いて 8 時 30 分～20 時の間に不定期に行うものとする。ただし、必要に応じてこれ以外の時間でも事務局長の判断で投稿を行う場合があります。
- (3) 閲覧者からのコメントなどへの対応は原則行いません。掲載内容についてのお問い合わせは、電話・FAX・代表メール（oyamazakishakyo@s8.dion.ne.jp）で受け付けます。

5. 禁止事項

閲覧者とのより良い関係を維持するため、以下の行為は禁止します。なお、閲覧者による行為が以下のいずれかに該当する場合、予告なく削除、アカウントのブロック等をする場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など大山崎町社協または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

- (9) 本人の許諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (13) 大山崎町社協の発信する内容の一部または全部を改変するもの
- (14) 大山崎町社協の発信する内容に関係のないもの
- (15) ソーシャルメディアサービスの規約違反となるもの
- (16) その他、大山崎町社協が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 知的財産権

ソーシャルメディア上に投稿する情報は、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上、認められた行為を除き、無断で転載などを行うことはできません。

7. 免責事項

- (1) 大山崎町社協公式情報発信ツールに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、閲覧者が大山崎町社協公式ページの情報を用いて行う一切の行為については、大山崎町社協は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 大山崎町社協公式情報発信ツールに関連して生じた閲覧者間または閲覧者と第三者との間のトラブル、損害、紛争について、一切責任を負いません。
- (3) 閲覧者により投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾したものとし、かつ、大山崎町社協に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (4) 大山崎町社協公式情報発信ツールのご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、一切お答えすることはできません。
- (5) この要綱は、必要に応じて予告なく変更する場合があります。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行します。